

## 7.代価表の作成(2) 代価表見出し画面で代価表を登録する

### ②代価表内訳を登録する(2)

#### g.「その他」の率の入力

[金属製可とう電線管]の代価表に「その他」の率を入力します。

「公共建築工事標準単価積算基準」では、電気設備工事の配管工事は、20%~30%を設定するように記載されていますので、ここでは、中間値の25%を設定します。

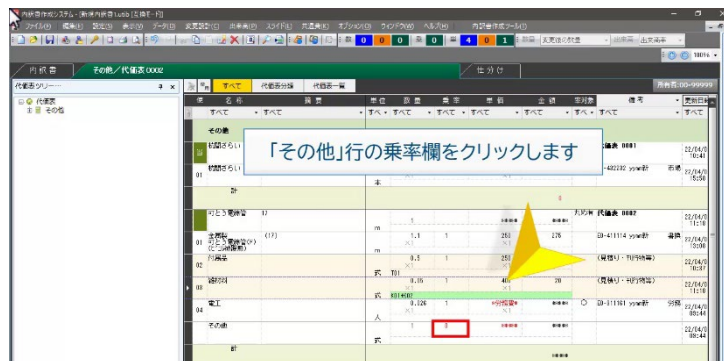
#### 代価表の作成 [「その他」の率の入力]

[金属製可とう電線管]の代価表に「その他」の率を入力します  
「公共建築工事標準単価積算基準」では、電気設備工事の配管工事は、20%~30%を設定するように記載されていますので、ここでは、中間値の25%を設定します

作業項目	単価	単位	材料	労務	機械	その他	合計
金属製可とう電線管	220-250	10m	100	100	0	25	225
...	...	...	...	...	...	...	...

公共建築工事標準単価積算基準(総則)より

#### ① 「その他」行の乗率欄をクリックします。



#### ② [0.25] を入力して、キーボードの [Enter] キーを押します。

